

4 路外駐車場



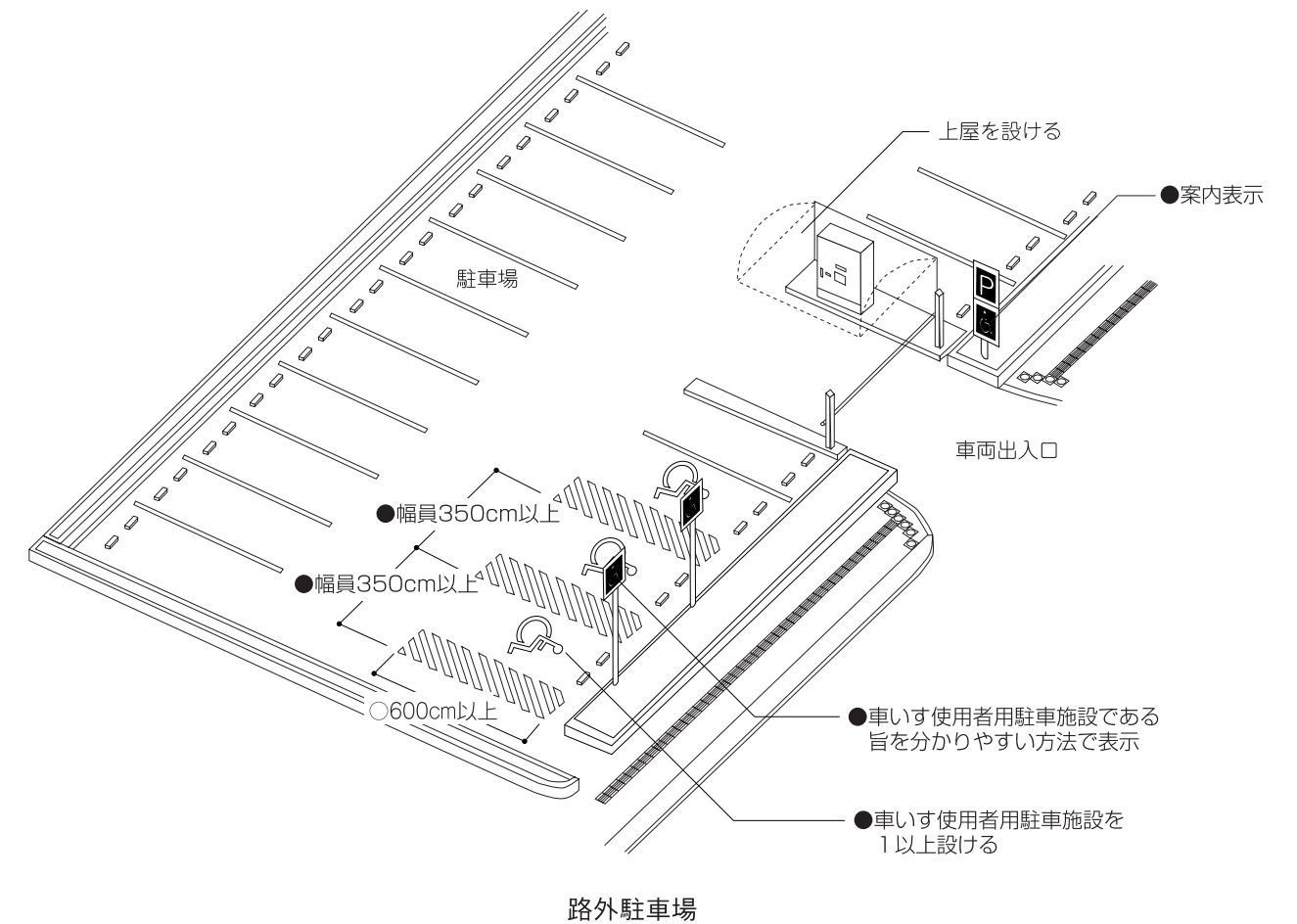
レンタカー
Rent a car

① 路外駐車場

基本的な考え方

駐車場法第12条の規定により、届出が必要な500㎡以上の有料駐車場が事前協議の対象である。
路外駐車場には、1以上の車いす使用者用駐車施設を出入口に近い位置に設けることが必要である。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
1 出入口	1の表9の項に定める構造に準じた構造の出入口を1以上設けること。	・1の表9の項に定める構造に準じた構造とは次のとおり。 ●出入口の幅は、80センチメートル以上とする。 ●戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がない。	I-2 参照
2 駐車場	(1)次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。 ア 幅は350センチメートル以上とすること。 イ 車両への乗降の用に供する部分の表面は水平とすること。 ウ車いす使用者用駐車施設又はその付近に、その旨を見やすい方法により表示すること。 (2)車いす使用者用駐車施設は、1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。	○車いす使用者用駐車施設は、当該路外駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上設けること。	II-2 参照
3 通路	車いす使用者用駐車施設から1の項に定める構造の出入口までの通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。 (1)幅は、120センチメートル以上とすること。 (2)50メートル以内ごとに車いすの回転に支障がない場所を設けること。 (3)通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。	・準じた構造とは次のとおり。 ●表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ●排水溝を設ける場合には、車いす使用者、つえを持っている者等の通行に支障のない溝ぶたを設ける。 ●幅は、120cm以上とする。 ●傾斜路の勾配は、1/12を超えない。	



【メモ】
有料駐車場などの場合、車いす使用者が円滑に利用できるよう受付カウンターの整備あるいは人的対応などが必要である。